

ところにより、公安委員会の認定を受けることができる。

第二十一条の七 古物競りあつせん業者のあつせんの相手方が売却しようとする古物について、盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察本部長等は、当該古物競りを中止することを命ずることができる。

(競りの中止)

第二十二条 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所若しくは仮設店舗、古物の保管場所、古物市場又は第十条第一項の競り売り(同条第三項及び第四項に規定する場合を除く。)の場所に立ち入り、古物及び帳簿等(第十八条第一項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第三十五条第三号において同じ。)を検査し、関係者に質問することができる。

第二十三条 警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

第二十四条 古物商若しくは古物市場主若しくは古物商若しくは古物市場主がこの法律に基づく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は古物商若しくは古物市場主がこの法律に基づく処分(前条の規定による指示を含む。)に違反したときは、当該古物商又は古物市場主の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公

安委員会は、当該古物商又は古物市場主に対し、その古物営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて、その古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第二十五条 公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内において古物営業を営むもの若しくはこれら

の代理人等がその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該古物商又は古物市場の主たる営業所又は古物市場を管轄する公安委員会は、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示するこ

第二十六条 公安委員会は、盗品等の売買等の防

止に資するため、盗品等に関する情報の提供を求める者で国家公安委員会規則で定めることとする。

第二十七条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定めることとする。

第二十八条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、方面公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

第二十九条 この法律の規定に基づき政令又は

区域内において古物営業を営むもの又はこれらの代理人等が当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反して、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該古物商又は古物市場主に對し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第二十条 古物の速やかな発見が阻害されるおそれがあるときは、当該古物商又は古物市場主に對し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第二十一条 古物の速やかな発見が阻害されるおそれがあるときは、当該古物商又は古物市場主に對し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第二十二条 古物の速やかな発見が阻害されるおそれがあるときは、当該古物商又は古物市場主に對し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第二十三条 古物の速やかな発見が阻害されるおそれがあるときは、当該古物商又は古物市場主に對し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第二十四条 古物の速やかな発見が阻害されるおそれがあるときは、当該古物商又は古物市場主に對し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第二十五条 古物の速やかな発見が阻害されるおそれがあるときは、当該古物商又は古物市場主に對し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第二十六条 古物の速やかな発見が阻害されるおそれがあるときは、当該古物商又は古物市場主に對し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第二十七条 古物の速やかな発見が阻害されるおそれがあるときは、当該古物商又は古物市場主に對し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第二十八条 古物の速やかな発見が阻害されるおそれがあるときは、当該古物商又は古物市場主に對し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第二十九条 古物の速やかな発見が阻害されるおそれがあるときは、当該古物商又は古物市場主に對し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当つては、その期日の週間前までに、行政手続法第十条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

第二十条 前条の規定による処分に係る聴聞の期日においては、公開により行わなければならぬ。この場合においては、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

第二十一条 前条の規定による処分に係る聴聞の期日においては、公開により行わなければならぬ。

第二十二条 前条の規定による処分に係る聴聞の期日においては、公開により行わなければならぬ。

第二十三条 前条の規定による処分に係る聴聞の期日においては、公開により行わなければならぬ。

第二十四条 前条の規定による処分に係る聴聞の期日においては、公開により行わなければならぬ。

第二十五条 前条の規定による処分に係る聴聞の期日においては、公開により行わなければならぬ。

第二十六条 前条の規定による処分に係る聴聞の期日においては、公開により行わなければならぬ。

第二十七条 前条の規定による処分に係る聴聞の期日においては、公開により行わなければならぬ。

第二十八条 前条の規定による処分に係る聴聞の期日においては、公開により行わなければならぬ。

第二十九条 前条の規定による処分に係る聴聞の期日においては、公開により行わなければならぬ。

においては、政令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第三十一条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第三十二条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第三十三条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第三十四条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第三十五条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第三十六条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第三十七条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第三十八条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第三十九条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第四十条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第四十一条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第四十二条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第四十三条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第四十四条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第四十五条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第四十六条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第四十七条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第四十八条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第四十九条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第五十条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第五十一条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第五十二条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第五十三条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第五十四条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第五十五条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

第五十六条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定められる。

2 公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内においては、公安委員会の管轄区域内に主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会は、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内においては、公安委員会の管轄区域内に主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会は、当該古物商又は古物市場主に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

二 第十条第一項又は第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

著しくは添付書類を提出せず又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第二十七条の五第三項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七条第一項 第二項若しくは第四項若しくは第十条の二第二項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は第七条第一項、第二項若しくは第四項若しくは第

第一項 第二項若しくは第四項若しくは第十一条の二第二項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第八条第一項 第十一条第一項若しくは第二項又は第十二条の規定に違反した者

四 帆船等の相違を打拂し、如に又に思過したる
第二十二条第三項の規定による報告をせ
ず、又は虚偽の報告をした者

第三十一条 第三十一一条から第三十二条までの男を犯した者には、情状により、各本条の拘禁刑及び罰金を併科することができる。

三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の
事項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処す
る。

三十九条、法人の代表者又は法人の代理人等が、その法人又は人の業務又は財産に
関し、第三十一条から第三十五条までの違反行
為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

三十九条 第八条第三項の規定に違反した者は、人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄
この法律は、昭和二十四年七月一日から施行
は、五万円以下の過料に処する。

古物商取締法（明治二十八年法律第十三号）
及び古物商取締法細則（明治二十八年内務省令）

第八号)は、廃止する。

前の例による。

この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法、風俗営業取締法、古物営業法、質屋営業法又は銃砲刀剣類等所持取締令の規定により都道府県公安局委員会のし正後の相当規定により都道府県公安局委員会又は特別区公安局委員会の行つた許可、免許、取消、停止その他の处分で現にその効力を有するものは、改めている場合は、それぞれ、この法律の相当規定による許可を受け、又は許可の取消若しくは営業の停止を受けた者とみなす。但し、許可を受けた者とみなされた者は、この法律の施行後三月以内に第十条第一項の規定による許可証の交付を受けなければならない。

第四条第一項第二号の適用については、古物商取締法第二条又は古物商取締法細則第九条第一項の規定に違反した者は、第六条の規定に違反した者とみなす。

附 則（昭和二六年六月一二日法律第二三三号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一五日法律第二一三号）抄

この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基づいてなされた処分又は手續とみなす。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六三号）抄

この法律中、第五十三条の規定は交通事故即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第六十ニ号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

都道府県公安局委員会等の許可等の経過規定

（公安委員会に対してもなされた許可、免許その他
の処分の申請、届出その他の手続は、改正後の
相当規定によりなされたものとみなす。但し、
改正前のこれらの法令の規定による許可、免許
その他の処分の申請の際すでに納付された手数
料の帰属については、改正後のこれらの法令の
規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和三十一年七月四日法律第五一
号）抄

（施行期日）

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこ
て三月をこえない範囲内において政令で定め
る。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一
四〇号）抄

（経過規定）

1 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に
特別の定めがある場合を除き、この法律の施行規
則による改正前の規定によつて生じた効力を妨
げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟に
ついては、当該訴訟を提起することができない
旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかる
わらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の
管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨
のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、
なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正
前の規定による出訴期間が進行している処分又
は裁決に関する訴訟の出訴期間については、な
お従前の例による。ただし、この法律による改
正後の規定による出訴期間がこの法律による改
正前の規定による出訴期間より短い場合に限
る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関
する当事者訴訟で、この法律による改正により

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和四五年六月一日法律第一一一号）抄（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

3 1 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の古物営業法第五条第一項の規定によりされている営業所の管理者の廃止の許可の申請は、第二条の規定による改正後の古物営業法第五条第二項の規定による営業所の管理者の廃止の届出とみなす。

4 第二条の規定による改正前の古物営業法第十九条第一項の規定による承認に係る帳簿については、第二条の規定による改正後の古物営業法第十九条第一項の規定は、適用しない。

附 則（昭和五三年五月一日法律第三八号）抄（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

1 附 則（昭和五三年五月二三日法律第四号）抄（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び次項から附則第七項までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）

2 第一条の規定による改正前の古物営業法（以下「旧古物営業法」という。）第八条第一項又は第二項の規定による行商又は露店の許可是、それぞれ第一条の規定による改正後の古物営業法（以下「新古物営業法」という。）第八条第一項又は第二項の規定による行商の許可とみなす。

3 旧古物営業法第十条第一項の規定により交付された行商又は露店の許可に係る許可証は、当

該許可証の有効期間の満了する日までの間は、新古物営業法第十条第一項の規定により交付された行商の許可に係る許可証とみなす。

第一条の規定の施行の際現に旧古物営業法第八条第一項の規定による行商及び露店の許可又は同条第二項の規定による行商及び露店の許可を受けている者に係る当該行商又は露店の許可のうち有効期間の残存期間の短い許可証に係る許可については、前二項の規定にかかるわらず、第一条の規定の施行の日にその効力を失うものとし、当該許可に係る許可証は、第一条の規定の施行後速やかに当該都道府県公安委員会に返納しなければならない。

5 第一条の規定の施行の際現に旧古物営業法第十二条第三項の規定により行商又は露店の停止処分を受けている者については、前三項の規定にかかるわらず、当該停止期間の満了する日までの間は、なお従前の例による。

6 第一条の規定の施行の際現に旧古物営業法第八条第一項の規定による行商及び露店の許可又は同条第二項の規定による行商及び露店の許可を受けている場合に準用する。この場合において、附則第四項中「第一条の規定の施行の際」及び「第一条の規定の施行の日に」とあるのは、「当該停止期間の満了する日の翌日」にとて、第一条の規定の施行後」とあるのは、「当該停止期間の満了する日の翌日以後」と読み替えるものとする。

7 第一条の規定の施行の際現に都道府県公安委員会に対しされている旧古物営業法第八条第一項又は第二項の規定による行商の許可に係る申請とみなす。

16 この法律（第一条については、同条の規定）に係る申請は、それぞれ新古物営業法第八条第一項又は第二項の規定による行商又は露店の許可の施行前にした行為及び附則第五項の規定により從前の例によることとされる場合における第一項の規定の施行後速やかに当該行商又は露店の許可を受けていたものについては、当該旧法許可に係る旧法第十条第一項の許可証（以下「旧許可証」という。）は、新法第五条第二項の規定により交付された許可証とみなす。

附 則（昭和五六年五月三〇日法律第五八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（平成五年一一月一一日法律第八十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会

その他の合議制の機関に對し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機會の付与の手続

その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該聴聞その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるわらず、なお従前正の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用について、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞 聽聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るもの）を除く。又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの（ほか、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす）

（施行期日）

抄

7 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（新たに古物に含まれることとなる物に係る営業に関する経過措置）

第一条 この法律の施行の際現に改正後の古物営業法（以下「新法」という。）第二条第二項の古物営業に該当する営業でこの法律の施行により新たに古物に含まれることとなる物に係るものを営んでいる者であつて、当該営業に係る管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）による改正前の古物営業法（以下「旧法」という。）第二条第一項又は第三条の規定による許可（以下「旧法許可」という。）又は市場が在る区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）による改正前の古物営業法（以下「旧法」という。）による改正前の古物営業法（以下「旧法」という。）第二条第一項又は第三条の規定による許可（以下「旧法許可」という。）又は新法第五条第二項の規定による届出を行つては、この法律の施行の際現に旧法第九条の規定による許可を受けたものは、新法第五条第一項第五号に規定する行商をしようとする者である旨の記載を含む同項の許可申請書を提出したものとみなす。

（旧許可証に関する経過措置）

4 みなし新法許可者であつて、この法律の施行の際現に旧法第九条の規定による許可を受けたものは、新法第十条の規定による届出を行つたものとみなす。

（旧許可証に関する経過措置）

4 みなし新法許可者であつて、その者に係る旧法許可をした公安委員会の管轄区域内において同一の営業所又は市場についてのみ旧法許可を受けたいたものについては、当該旧法許可に係る旧法第十条第一項の許可証（以下「旧許可証」という。）は、新法第五条第二項の規定により交付された許可証とみなす。

2 みなし新法許可者であつて、その者に係る旧法許可をした公安委員会の管轄区域内において同一の営業所又は市場についてのみ旧法許可を受けたいたものについては、当該旧法許可に係る旧法第十条第一項の許可証（以下「旧許可証」という。）は、新法第五条第二項の規定により交付された許可証とみなす。

（罰則）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十

法第五条第三項の規定による通知がある日）までは、引き続き、新法第三条の規定による許可を受けないで当該営業を営むことができる。

4 第二項の規定により旧許可証が公安委員会に提出されるまでの間は、同項に規定する旧許可証は、新法第五条第二項の規定により交付された許可証とみなす。

（旧法許可を受けている者に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に旧法許可を受けている者は、それぞれ、当該旧法許可をした公安委員会による新法第三条第一項又は同条第二項の規定による許可を受けた者とみなす。

2 前項の規定により新法第三条の規定による許可を受けた者とみなれる者（以下「みなし新法許可者」という。）であつて、この法律の施行の際現に前条に規定する営業をその者に係る旧法許可をした公安委員会の管轄区域内において営んでいるものは、施行日から三月を経過する日までの間に、当該営業に係る新法第五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を当該公安委員会に届け出なければならない。

3 みなし新法許可者であつて、この法律の施行の際現に旧法第八条第一項の規定による許可を受けているもの又はその者の従業者が同条第二項において準用する同条第一項の規定による許可を受けているものは、新法第五条第一項第五号に規定する行商をしようとする者である旨の記載を含む同項の許可申請書を提出したものとみなす。

4 みなし新法許可者であつて、この法律の施行の際現に旧法第九条の規定による許可を受けたものは、新法第十条の規定による届出を行つたものとみなす。

（旧許可証に関する経過措置）

2 みなし新法許可者であつて、この法律の施行の際現に旧法第九条の規定による許可を受けたものは、新法第十条の規定による届出を行つたものとみなす。

（旧許可証に関する経過措置）

2 みなし新法許可者であつて、その者に係る旧法許可をした公安委員会の管轄区域内において同一の営業所又は市場についてのみ旧法許可を受けたいたものについては、当該旧法許可に係る旧法第十条第一項の許可証（以下「旧許可証」という。）は、新法第五条第二項の規定により交付された許可証とみなす。

（罰則）

3 前項の申請があつたときは、公安委員会は、当該旧許可証と引換えに、新法第五条第二項の許可証を交付するものとする。

4 第二項の規定により旧許可証が公安委員会に提出されるまでの間は、同項に規定する旧許可証は、新法第五条第二項の規定により交付された許可証とみなす。

（みなし新法許可者に対する許可の取消し等に関する経過措置）

第五条 みなし新法許可者に対する新法第六条の規定の適用については、施行日前の期間は同条第三号又は第四号の期間に算入せず、かつ、施行日から一年を経過する日までの間は、同条第二号中「該當していること」とあるのは、「該當」かつ「古物営業法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十六号）による改正前の第四条第一項各号（同項第七号を除く。）に掲げる者のいずれかに該當していること」とする。

2 この法律の施行前にした行為についてのみなみなし新法許可者に対する新法第二十四条の規定の適用については、同条中「違反し若しくはその古物営業に關し他の法令の規定に違反した場合」とあるのは、「違反した場合若しくは古物商、古物市場主若しくはこれらの法定代表人がその古物営業に關し他の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられた場合」とする。

3 みなし新法許可者に対する新法第二十四条の規定の適用については、同条中「違反し若しくはその古物営業に關し他の法令の規定に違反した場合」とあるのは、「違反した場合若しくは古物商、古物市場主若しくはこれらの法定代表人が再びその古物営業に關し他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられた場合」とする。

（旧法の規定によりした行為に関する経過措置）

第六条 旧法の規定により公安委員会がした許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは行為又は旧法の規定によりされている許可の申請その他の行為は、国家公安委員会規則で定めるところにより、新法の規定により公安委員会がした許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは行為又は新法の規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

（罰則）

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八)

七号

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第一条中地方自治法第二百五十条の次に第一条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条规定（市町村の合併の特例に関する法律第六百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定）公布の日

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（处分、申請等に関する経過措置）

第二百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料について、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

（施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により定めたものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により定めたものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により定めたものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第二百六十四条 この附則に規定するもののはか、

（その他の経過措置の政令への委任）

（その他の経過措置）

